

Smart支払代行サービス利用約款

第1条 (本約款の適用)

スマートビリングサービス株式会社 (以下、「当社」といいます。) は、「Smart支払代行サービス利用約款」 (以下、「本約款」といいます。) を定め、本約款に基づき、第4条に定めるサービス (以下、「本サービス」といいます) を提供します。

第2条 (用語の定義)

本約款において、以下の用語は、以下各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「申込者」とは、本約款に同意のうえ、本サービスを利用するために、本サービスへの申込みを希望し、または当該申込みを行う者をいいます。
- (2) 「利用契約」とは、申込者の本サービスへの申込みと当社の承諾により、申込者と当社間に成立する、本サービスを利用するための契約をいいます。
- (3) 「契約者」とは、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- (4) 「対象サービス」とは、本サービスにおける支払代行サービスの対象として当社が指定し、または認める商品・サービスをいいます。
- (5) 「対象事業者」とは、対象サービスを提供する事業者をいいます。
- (6) 「事業者契約」とは、契約者と対象事業者間における対象サービスの提供に関する契約をいいます。
- (7) 「対象サービス利用料金」とは、事業者契約に基づき、契約者が対象事業者に対して支払義務を負う対象サービスに関する料金等の総称をいいます。
- (8) 「本サービス利用料金」とは、第4条に定める本サービスの内容として当社が立替える対象サービス利用料金相当額、当社が別途定める本サービスの対価及びその他の諸費用等、本サービスの利用にあたり、契約者が当社に対して支払義務を負う本サービスに関する料金等の総称をいいます。

第3条 (本約款の変更)

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、本約款を随時変更することがあります。なお、本約款が変更された場合には、本サービスの提供条件その他利用契約の内容は、変更後の約款によるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合、事前に変更後の約款を当社のホームページに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により告知するものとし、当社が定めた変更期日に効力が生じるものとします。

第4条 (本サービスの内容及び変更)

1. 当社は、本約款に基づき、対象サービス利用料金の支払代行サービスとこれに付随関連するオプションサービス (契約者の対象サービス利用料金の情報に基づく、コスト診断・コスト削減提案等のサービスを含みます。) を、契約者に対して提供します。
2. 当社は、契約者が事業者契約に基づき支払義務を負う対象サービス利用料金を、契約者に代わって各対象事業者に対して立替払いし、当社所定の締日に取りまとめ、契約者に対し一括して本サービス利用料金を請求します。なお、本サービスの利用において必要となる、事業者契約における契約者情報の登録・変更手続等の各種手続は、第7条にて定めるとおり行うものとします。
3. 当社は、理由の如何を問わず、本サービスの全部もしくは一部の変更または追加を行うことができるものとします。なお、この場合において、当社は当該変更または追加により契約者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

第5条 (利用契約の申込み)

1. 申込者は、本約款に同意のうえ、当社所定の申込書の提出等その他当社所定の方法により、本サービスへの申込みを行うものとします。
2. 申込者は、前項の申込みに際して、申込者が所有する対象サービスの過去の請求明細等、第9条に定める保証金の算定及び第10条第1項に定める審査等その他本サービスの提供のために当社が必要と指定する情報及び資料等を、当社に提供するものとします。なお、本項に基づき契約者が当社に提供した情報及び資料等につき、当社は契約者に返却しないものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
3. 利用契約は、申込者の本サービスへの申込みを行い、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。
4. 当社は、以下各号の事由のいずれかが生じた場合、本サービスへの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者の本サービスの申込内容に、虚偽、誤記または記入漏れがあるとき。
 - (2) 申込者が第10条第1項に定める審査の基準に適合しないとき。
 - (3) 当社に対する本サービス利用料金その他の債務の支払い、または対象事業者に対する対象サービス利用料金その他の債務の支払いを、現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。
 - (4) 当社または対象事業者の都合により本サービスの提供が困難であるとき。
 - (5) 本サービスの遂行上、著しい支障があるとき。
 - (6) 前各号の他、本約款の定めと反する事由、本サービスへの申込みが適当でないと当社が判断する事由があるとき。

第6条 (契約者の同意事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり以下の定めのとおり同意するものとします。

- (1) 本約款 (変更後の約款を含みます。) の定め及び別途当社と契約者との協議により定めた事項がある場合は当該事項
- (2) 当社が契約者に対して、本サービスを利用するために必要となるID・パスワード等を発行、または指定する場合に、自己の責任において厳重に管理し、これらを用いてなされた一切の行為についてその責任を負うこと。
- (3) 契約者が本サービスの対象とすることを求める商品・サービスにつき、当該商品・サービスの提供元または当社の事情により、対象サービスに出来ない場合があること。
- (4) 本サービス利用料金を算出するため、当社が対象事業者から対象サービス利用料金の利用明細等を授受または取得し、記録し保管すること。
- (5) 本サービスの提供期間において、対象事業者から当社に送付されてくる契約者の利用明細及び請求書の原本について、契約者が当社に交付を求めることはできず、これらの資料の写しの交付に際する謄写費用が契約者の負担であり、また、交付まで相当日数を要すること。
- (6) 本サービスの提供のために、当社が知り得た契約者に関する情報の全部または一部につき、当社が本サービスを提供するために必要な範囲で、対象事業者及び第16条に定める委託先に対して開示すること。
- (7) 対象事業者からの本サービスに関連しない事項の連絡は、当社を介さず契約者に対して直接行われること、並びに、契約者が本サービスの利用に際して当社に通知した契約者の連絡先及び担当者を、当社が必要と判断する場合に当社が対象事業者に伝えること。

第7条 (本サービスの提供開始)

1. 当社は、利用契約の成立後、順次以下各号の諸手続きを実施するものとし、第2号の保証金の入金確認が完了した日の属する月の翌月以降で、かつ、当該諸手続きのすべての完了を確認したことを、当社が契約者に対して通知した時点をもって、本サービスの提供を開始するものとします。
 - (1) 契約者に対する、第9条に定める保証金の算定及び請求
 - (2) 前号にて請求した保証金の入金確認
 - (3) 対象事業者への対象サービスに係る請求書送付先(支払者)等の各種変更申請
2. 前項第3号に定める請求書送付先(支払者)等の各種変更申請につき、対象サービスにおける諸手続き上、当社のみで当該変更申請が可能なものについては、原則として当社が契約者に代わって行うものとし、契約者はこれを予め包括的に承認するものとします。なお、当該変更申請について、契約者による申請、または契約者と当社の両者による申請を要する対象サービスに関しては、契約者は、必要に応じて当社と協力のうえ、遅滞なく当該変更申請を行うものとします。

第8条 (本サービス利用料金の支払請求等)

1. 当社は、対象事業者が算出した対象サービス利用料金に従い、当社所定の締日における本サービス利用料金を算出し、当社所定の日に契約者に対し請求します。
2. 契約者は、前項により当社が請求した本サービス利用料金を、当社が別途定める支払方法により、当社指定の期日までに支払うものとします。なお、当社は、契約者がすでに支払った本サービス利用料金について、本約款に別段の定めのある場合を除き、いかなる場合においても契約者に返還しません。
3. 当社は、本サービス利用料金及びその内訳明細等について、第17条に定めるとおり、当社が適当であると判断する方法により通知します。
4. 契約者は、前項の方法の他、別途定める発行手数料を支払うことにより、本サービス利用料金の請求明細書の発行を受けることができます。
5. 契約者は、本サービス利用料金の支払を怠った場合、各支払期日の翌日から完済の日に至るまで1年を365日とする日割計算により年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第9条 (保証金)

1. 契約者は、当社に対し、利用契約に関して生じる契約者の一切の金銭債務(以下、「本債務」といいます。)を保証するために、当社所定の保証金を当社に支払うものとします。
2. 当社は、契約者が差し入れた保証金に対して、預かり期間の長短にかかわらず利息を付さないものとします。
3. 契約者に本債務の全部または一部の不履行があるときは、当社は契約者に対し14日以上の期間を付して当該債務の履行を督促し、当該期間内に履行がなされないときは、保証金を当該債務の弁済に充当することができるものとします。
4. 前項により、当社が保証金を本債務の全部または一部に充当した場合、契約者は14日以内に当該充当額を補填するものとします。
5. 契約者は、保証金をもって本債務との相殺を主張することはできないものとします。
6. 当社は、利用契約が終了した場合、保証金をもって任意に本サービス利用料金等、契約者の本債務の弁済に充当した後、残額があるときは、利用契約の終了日の6ヶ月後までに契約者に対しその残額を返還するものとします。
7. 当社は、対象サービスの増加または本サービス利用料金の増加等により保証金が不十分であると判断した場合、当該増加分を基準として保証金の額を変更し、契約者に対し請求することができるものとし、かかる請求があった場合、契約者は遅滞なくこれを支払うものとします。

第10条 (審査基準及び債権の保全)

1. 当社は、債権の保全及び第27条に定める反社会的勢力の排除等、本サービスの円滑な提供のため、申込者または契約者について、当社が定める基準及び方法に従い審査を行います。
2. 前項の審査によって当社が必要と判断した場合、当社は契約者に対し、当社が認める連帯保証人による連帯保証その他必要な担保の提供を求めることができ、契約者はこれに従うものとします。

第11条 (変更手続等)

1. 契約者は、対象サービスの追加申込、廃止(解約)、移転、事業者契約の内容や条件の変更等の手続を行う場合、事前に当社所定の方法により当社へ通知するものとします。
2. 契約者が事業者契約の解約を希望する場合は、契約者は対象事業者所定の解約手続きを行うものとし、当該解約手続き後、速やかに当社所定の方法により当社へ通知するものとします。
3. 契約者は、前項の通知の他、以下の変更が発生した場合、遅滞なく当社所定の方法により通知するものとします。なお、当該変更事項を証明する書類を提出していただく場合があります。
 - (1) 商号または名称を変更したとき。
 - (2) 本店または主たる営業所の所在地を変更したとき。
 - (3) 本サービスにおいて利用する金融機関口座を変更したとき。
 - (4) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、その他経営実態に変更が生じたとき。
 - (5) その他、本サービスの利用に際して契約者が当社に通知した事項に変更が生じたとき。
4. 当社は、契約者が前各項の通知を懈怠したことに起因して契約者及び第三者が被った損害等について一切の責任を負わないものとし、また、当該通知懈怠により当社が対象サービス利用料金を支払ったことにより、当社が契約者に対し請求する本サービス利用料金について、契約者は当社に対し直ちにこれを支払う義務を負うものとします。

第12条 (本サービスの中止・停止)

当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合には、当社が適当と判断する方法で契約者に告知することにより、本サービスの全部もしくは一部を中止または停止できるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、当社は、事前に告知を行うことなく本サービスの全部または一部を中止または停止できるものとします。

- (1) 本サービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合
- (2) 火災、停電、天災地変、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難な場合
- (3) 本サービスの運用上または技術上の理由により、本サービスの中止または停止が必要または適切と当社が判断した場合
- (4) 支払期日を経過しても契約者が本サービス利用料金を支払わない等、契約者が本約款または利用契約の定めのあるいずれかに違反した場合
- (5) 契約者が第22条第1項各号のいずれかに該当した場合

第13条 (本サービスの提供に関する免責事項)

1. 当社は、本サービスの利用により契約者が何らかの損害を被った場合、その損害が当社の故意または重過失により発生したものでない限り、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、予見可能性の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。また、いかなる場合においても、当社は、天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、第5条に定める申込み手続において契約者の瑕疵があったこと、または対象事業者の事情により、本サービスの開始もしくは終了が遅滞したことにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、利用契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、逸失利益、営業補填等名目の如何を問わず、一切の損害賠償責任を契約者に対して負わないものとします。
5. 前各項の他、当社は、本約款に別段の定めのある場合を除き、本サービスの提供の遅滞、変更、中断、中止、停止及び廃止に関連して、契約者またはその他の第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。
6. 契約者は、本サービスの利用及びその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、契約者が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとし、当社が他の契約者や第三者から責任を追及された場合は、契約者はその責任と費用負担において当該請求または紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。また、当社が当該第三者からの責任追及への対応に要した一切の費用について、当社は契約者に求償することができるものとします。
7. 当社が提供するサービスは本サービスに限定され、対象サービスは事業者契約に基づき対象事業者により提供及び実施されるものであり、対象サービス利用料金の内容の正確性や、対象サービスに関して発生したトラブル、事故または損害等については、当社は一切責任を負いません。

第14条 (秘密保持)

契約者は、本サービスを利用するうえで知り得た当社の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、及び経営に関する情報等の一切の情報を、利用契約の有効期間中はもとより利用契約終了後においても、当社の事前の書面による承諾なくして、如何なる第三者にも開示、提供もしくは漏洩、または本サービスの利用という目的以外に使用しないものとします。

第15条 (個人情報保護)

当社の個人情報の取り扱いについては、当社が別途規定する個人情報保護方針の定めのとおりとします。

第16条 (第三者への委託)

当社は、本サービスに関する当社の業務の全部または一部を、当社の裁量で第三者に委託して行わせることができるものとします。

第17条 (告知・通知・連絡等)

当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当と判断する方法により、契約者に随時必要な事項の告知・通知・連絡等を行うものとします。

第18条 (債権管理)

当社は、契約者が本サービス利用料金その他の本債務の支払を怠った場合、債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)により認可された債権回収代行会社または弁護士に、自己の裁量で当社の契約者に対する債権の管理回収業務を委託する場合があります。

第19条 (譲渡禁止)

契約者は、利用契約に基づく権利義務の全部または一部について、事前に当社の書面による承諾を得ないで、第三者に譲渡し、貸与し、または自己もしくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとします。

第20条 (提供期間)

本サービスの提供期間は、第7条に基づき本サービスの提供が開始した日から、事由の如何を問わず、利用契約が終了した日までとします。

第21条 (利用契約の解約)

1. 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により当社へ通知するものとします。なお、契約者は、当社が別途定める期日までに、当社所定の方法により当社に通知することにより、当該解約の意思表示の撤回をすることができるものとします。
2. 当社は、利用契約を解約しようとするときは、1ヶ月の予告期間をもって当社所定の利用契約解約書面を契約者に通知するものとします。
3. 当社は、第1項の解約通知を受け付けた後、または前項の予告期間満了後、遅滞なく、対象事業者への当該対象サービスに係る請求書送付先変更申請等、本サービスの提供終了に必要な諸手続を実施するものとします。
4. 利用契約は、前項の提供終了手続が完了した時点をもって、解約されるものとします。なお、利用契約解約後の対象サービス利用料金の支払方法など条件については、別段の定めが無い限り、事業者契約の定めに従うものとします。

第22条 (利用契約の解除)

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当したとき、または該当するおそれがあると当社が認めるときは、何らの通知もしくは催告等することなく、直ちに利用契約を解除し、本サービスの提供を終了することができるものとします。
 - (1) 本約款の定めいずれかに違反したとき。
 - (2) 本サービスの利用に関して当社に通知、申告もしくは届出を行った内容に虚偽があったとき、または第11条に定める変更の通知を怠ったとき。
 - (3) 本債務その他の当社に対する債務の履行遅延または不履行があったとき。
 - (4) 利用契約成立後に、第5条第4項に該当する事由の存在が判明したとき。
 - (5) 第10条第1項に定める審査基準を満たさない状態となったとき。
 - (6) 信用状態が著しく悪化したと認められるとき。
 - (7) 自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (8) 破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停の手続開始申立があったとき。
 - (9) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けたとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (10) 対象事業者との事業者契約を解除されたとき。
 - (11) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権等その他の諸権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ったとき。

(12) 故意または過失により当社または対象事業者に損害を与えたとき。

(13) その他当社が契約者として不適切と判断したとき。

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当したときは、本債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

第23条（利用契約終了後の措置）

1. 利用契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、利用契約終了までに発生した契約者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとし、契約者は、当社が指定する方法に従って、速やかに当社に支払うものとします。
2. 利用契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、当社は、契約者に代わって対象サービスに係る請求書送付先（支払者）等の各種変更申請を行うものとし、契約者はこれを予め包括的に承認するものとします。なお、対象サービスにおける諸手続き上、当社による当該変更申請ができない場合は、契約者が自らの責任と費用負担をもって、当該変更申請を行うものとします。
3. 当社は、前項に定める対象サービスに係る請求書送付先（支払者）等の各種変更申請により、契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第24条（損害賠償）

契約者が、本サービスの利用に関して、契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社が被った一切の損害を賠償するものとします。

第25条（協議解決）

当社は、本サービスの提供において生じた疑義または本約款に定めのない事項について生じた疑義について、契約者と誠実に協議し解決するよう努めます。

第26条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとし、本約款または本サービスに関する一切の訴訟については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を行います。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、過去5年以内に反社会的勢力でなかったこと。
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
 - (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
2. 契約者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
 - (1) 当社または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為
 - (2) 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 当社に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (4) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為
3. 契約者は、契約者が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報告に必要な協力を行うものとします。
4. 当社は、契約者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、利用契約等その他契約者と当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、契約者は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、契約者に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

平成29年2月1日制定

平成29年4月1日改定

スマートビリングサービス株式会社